

公安委員会 説明資料No 1	「義務付け・枠付けの更なる見直し」等の ための関係法律一括整備法案について	平成25年4月4日 総務課 運転免許課
-------------------	--	---------------------------

1 趣旨

「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成23年11月29日閣議決定。いわゆる「第3次見直し」。）及び「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」（平成25年3月12日閣議決定）において、義務付け・枠付けの見直し措置が決定されたことを受け、関係74法律の一部改正を行う「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」を閣議決定するもの。

2 警察庁所管法律の改正概要

以下の当庁所管の2法律の一部改正については、第180回国会に提出された「第3次見直し」に基づく法案に盛り込まれていたところ、平成24年11月、当該法案が衆議院の解散に伴い廃案となったことから、同一内容を本法案に盛り込むもの。

(1) 道路交通法の一部改正（第107条の6）

【国際運転免許証等保有者に関する処分情報の「報告」・「通報」】

国際運転免許証等保有者に関する運転禁止等の処分情報については、現在、処分を行った都道府県公安委員会から国家公安委員会への報告のみが義務付けられているところ、報告を受けた国家公安委員会が当該報告に係る事項を各都道府県公安委員会へ通報する旨の規定を追加するもの。〔公布の日から施行〕

(2) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正（第21条）

【留置施設視察委員会の委員の定数及び任期】

国家公安委員会が定める基準を参酌して、都道府県の条例で定めるところとするもの。〔平成26年4月1日施行〕

3 閣議

- 内閣府等と共同請議
- 平成25年4月12日（金）予定

1 役員選任(再任)の認可

(1) 概要

自動車安全運転センターは、自動車安全運転センター法第20条の規定により、役員を選任及び解任は、国家公安委員会の認可が必要とされている。

この度、本年4月30日に任期(2年)満了となる非常勤理事2名について、同センターより選任(再任)の認可申請がなされた。

(2) 役員に選任(再任)しようとする者

- 安西 愈 (あんざい まさる) 弁護士
- 鈴木 春男 (すずき はるお) 千葉大学名誉教授

(3) 任期

平成25年5月1日から平成27年4月30日まで

2 平成25年度予算並びに事業計画の認可

(1) 概要

自動車安全運転センターは、自動車安全運転センター法第33条の規定により、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に国家公安委員会の認可(長官専決)を受けなければならないこととされている。

この度、平成25年度の予算及び事業計画について、同センターより申請があり、その内容が適正であると認められたことから、3月29日付けで認可を行ったもの。

(2) 予算及び事業計画の概要(括弧内は前年度比)

ア 予算

予算総額 6,492百万円 (815百万円減) ※百万円未満切り捨て

【収入(総額6,492百万円)】

- 補助金収入 131百万円 (6百万円減)
- 手数料収入 4,788百万円 (108百万円減)
 - 事故証明書発行手数料 1,776百万円 (108百万円減)
 - 経歴証明書発行手数料 3,011百万円 (増減なし)
- 研修料等収入 1,091百万円 (87百万円減)
- 雑収入 222百万円 (34百万円減)
- 繰越金受入 258百万円 (575百万円減)

【支出(総額6,492百万円)】

- 役職員給与 3,065百万円 (39百万円減)
- 一般業務費 2,331百万円 (増減なし)
- 研修業務費 588百万円 (144百万円減)
- 施設整備費 108百万円 (665百万円減)
- 調査研究費 62百万円 (33百万円増)
- その他 35百万円 (増減なし)
- 予備費 300百万円 (増減なし)

イ 事業計画

- 安全運転研修業務 延べ52,440人日 (3,780人日減)
- 証明書発行業務
 - 事故証明書 3,290,000件 (200,000件減)
 - 経歴証明書 4,780,000件 (増減なし)
- 通知業務 860,000件 (10,000件減)
- 調査研究業務
 - 安全運転教育の高度化に関する調査研究ほか3件

1 ヤミ金融事犯の現状

	平20	平21	平22	平23	平24
相談件数	3,030	1,723	1,253	1,030	738
被害人員	141,394	94,211	76,575	50,334	31,528
被害額	293億3,378万円	198億3,095万円	115億1,065万円	117億5,516万円	109億9,008万円
検挙事件数	437	442	393	366	325

注 相談件数は、全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)調べ

2 最近の特徴

- ヤミ金融事犯は、相談件数及び1件当たりの被害人員、被害額とも減少傾向にあるが、その背景には、貸金業法の改正(H22.6.18)や口座凍結、取締りの強化があるものと思料され、同事犯の小型化傾向もうかがわれる。
- 一方、クレジットカード決済システムを利用した現金化事犯も、相談件数が平成23年以降減少に転じており、取締りの強化やインターネット上の現金化広告の削除要請によって、同事犯を抑え込みつつある。
- 質屋の許可を受けたヤミ金融業者が、自動引落しサービスを悪用し、高齢者の公的年金が振り込まれる口座から、法定金利を上回る高額な金利等の引き落とし又は手交を受ける手口が新たに発生した(九州地区中心)。
- 暴力団幹部(特定危険指定暴力団組織の五代目工藤會傘下組長)らが直接的に関与するヤミ金融事犯が発生した。

3 対策

(1) 検討会の開催等

- 平成25年2月、九州管区警察局において、銀行等関係者を招致し、情報共有と協力体制の構築を目的とした検討会を開催した。
- 平成25年1月、警察庁において、全国銀行協会等に対し、自動引落しサービス設定時における審査の厳格化等を内容とする要請を行った。
- 質契約を仮装したという問題について、全国質屋組合連合会から情報の提供を受けるとともに、警察の対応について協力を依頼した。

(2) 事件検挙

- ① 質契約を仮装した貸金業法等違反事件(大分県警察)
平成25年1月13日までに、約3,700人に対し、約18億8,300万円を貸し付け、約4億6,000万円の違法利得を得ていた被疑者4人を貸金業法等違反で逮捕した(同年3月1日、4人起訴)。
- ② 質契約を仮装した貸金業法等違反事件(鹿児島県警察)
平成25年2月26日、約430人に対し、約3億2,000万円を貸し付け、約4,000万円の違法利得を得ていた被疑者3人を貸金業法等違反で逮捕した(同年3月19日、1人略式起訴)。
- ③ 五代目工藤會傘下組長らによる出資法等違反事件(福岡県警察)
平成25年3月18日までに、約1,200人に対し、約8,800万円を貸し付け、約1億2,000万円の違法利得を得ていた被疑者10人を貸金業法等違反で逮捕した(同年3月5日、8人起訴(3人略式)。3月16日、組長を逮捕)。